

平成28年(ワ)第11号



決 定

京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地

申立人(被告) 学校法人同志社
同代表者理事長 水谷 誠
同代理人弁護士 俵 正市
同 小國隆輔

兵庫県洲本市五色町鮎原南谷521-1

相手方(原告) 山口 薫
同代理人弁護士 辰巳裕規

上記当事者間の当庁平成28年(ワ)第40号損害賠償請求事件(以下「基本事件」という。)について、申立人(被告)から民事訴訟法17条に基づく移送の申立てがあったので、当裁判所は、相手方(原告)の意見を聴いたうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件を京都地方裁判所に移送する。

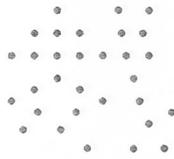
理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

別紙移送申立書写しのとおり

第2 当裁判所の判断

- 1 基本事件は、申立人が設置する大学院のビジネス研究科の教授であった相手方が、同大学院の学長に対し、在職中における研究科長及び委員長らによる相手方への違法な科目担当の強要等や差別的な定年延長提案拒否等といった恣意的ないし不当な取扱いの是正を求め続けたにもかかわらず、同学長は何らの環境調整を行わないままこれを放置し続け、これにより学問の自由・教授の自由を侵害されたなどとして、申立人に対し、債務不履行(安全配慮



義務違反)に基づく損害賠償請求権として、慰謝料等の支払を求める事案である。

- 2 基本事件においては、申立人の安全配慮義務違反の有無に関し、研究科長及び委員長らの相手方に対する恣意的ないし不当な取扱いの有無や、学長の違法な不作為の有無等が主要な争点となることが予想される所、それらについては、これまでの相手方と研究科長ら及び学長との交渉等の経緯・内容、相手方に対する対応や措置の内容等につき、上記研究科長ら3名等、申立人に勤務する複数の教員の証人尋問が必要となる可能性が高い。そして、一件記録により認められる申立人の所在地や上記証人らの住所(京都市又は東京都)、上記証人らの人数並びにその職務の内容及び性質のほか、前訴の内容を含む本件訴訟に至る経緯等も勘案すると、訴訟の著しい遅延を避け、当事者間の衡平を図るため、基本事件を京都地方裁判所に移送する必要があると認められる。
- 3 よって、本件申立ては理由があるから、民事訴訟法17条に基づき、主文のとおり決定する。

平成28年8月2日

神戸地方裁判所洲本支部

裁判官 重 高 啓